

税理士情報ネットワーク

TAINS

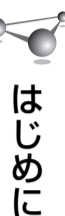
Tax Accountant Information Network System



遺産分割をめぐる法律的問題

民法、税法そして会社法

正木 洋子(目黒)



おつめこ

民法が遺産分割の基本的法律であることは常識です。しかし、相続財産が株式である場合は会社法も視野にいれる必要が生じます。特に、未分割の場合、株式は相続人各自の相続分に応じた準共有となり、議決権の行使に大きな影響を与えることとなります。一方、遺産分割協議等が成立した後、更正の請求又は修正申告等の相続税の事後手続が必要となりますが、相続税法第32条の更正の請求の特則に関しては、様々な事実関係において、固有の問題が生じています。

今回は、それぞれの法律の解釈について争われた事例を紹介し、各事例は全く個別的事実関係にありますが、裁判所の事実認定を通して事前に相続の争いを回避するヒントが見出せるのではないのでしょうか。

1、準共有状態にある株式の権利行使者の指定

平20・11・28大阪高裁・Z999-16057(原判決変更)(上告不受理)

控訴人Y社の代表取締役甲と被控訴人乙らは、被相続人丙の相続に關し対立関

係にあり、Y社の株式は未分割の状況にあります。その結果、乙らの持株数は甲らのそれを400株上回るものとなり、過半数を占めることとなります。乙らは、Y社に対し乙を本件株式の権利行使者として指定することを通知し、役員改選等を株主総会の議案として提出するなどY社の経営を混乱させる行為を繰返すに至りました。

森野俊彦裁判長は以下の理由から乙の権利行使者の指定ないし権利行使は権利の濫用に当たるとしてY社の請求を認容し原判決を取り消しました。

①共同相続人の準共有状態にある株式の権利行使者については、共有者の中から権利行使者を指定しその旨の会社に通知しなければならぬ(会社法第106)。同株式の権利行使者を指定するに当たっては、準共有持分に従いその過半数をもってこれを決することとされている。

②しかし、会社事務処理の便宜を考慮して設けられた制度の趣旨を濫用あるいは悪用するものであってはならないというべきである。

③共同相続人間の権利行使者の指定は、最終的には準共有持分に従ってその過半数で決するとともに、事前に議案内容の重要性に

かかるべき協議をすることが必要であって、この協議を全く行わずに権利行使者を指定するなど、共同相続人が権利行使の手續の過程でその権利を濫用した場合に、当該権利行使者の指定ないし議決権の行使は権利の濫用に当たると解するのが相当である。

乙らは単に形式的に協議をしていくかのような体裁を整えただけで、いわば問答無用の権利行使者を指定したと認められ、権利の濫用と評価せざるを得ない。

公正証書遺言の一般的な方式は民法第969条に規定がありますが、障害を有する者の公正証書遺言の特則が第969条の2に「通訳人の通訳」による方式として規定されています。

本件では、パーキンソン氏病を長年患っていた被相続人の公正証書遺言が民法所定の要件に欠けるとして、遺言の無効を原告らは主張しています。鶴岡稔彦裁判長は、以下の通り判示し、遺言の有効性を肯定し原告らの請求を棄却しました。

記載が遺言にはないと主張する。

しかし、本件公正証書遺言の内容を全体的に検討してみると、遺言者であるAが、C公証人らの前で、通訳人であるBの通訳により申述したこと、すなわち、同条第1項に定める方式に従って公正証書が作成されたことは明瞭に読み取れるのであるから、本件公正証書遺言には、第3項所定の要件に欠けることはないというべきである。

①民法第969条の2第3項は「公証人は、前2項に定める方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない。」と規定しているところ、原告らはその

法趣旨からすれば、同法にいう「通訳人」は手話通訳人に限られるものではなく、本人の意思を他者に伝達する能力を有する者であれば、広くこれに当たると解することができる。

③Bの通訳の適切性について判断すると、長年のAに対する介助の経験から得たAの意思表示方法に基づき、経験則に裏打ちされた正確性があり、民法第969条の2第1項「通訳人の通訳による申述」に当たるといえる。

による減額更正に伴い原告Xに増額更正がされた事実です。原告らは、当初から一貫してYの取得する財産は確定しており、以降行われた遺産分割協議はYの相続登記の便宜等のためであると主張しています。

杉原則彦裁判長は遺産分割協議の確定時期は、遅くとも第3次遺産分割協議書が作成された平成12年5月23日であると認定し、Yによる更正の請求は相続税法第32条の規定する期限を徒過した不適法なものであるとして、税務署長の減額更正及び原告に対する増額更正処分は違法であると判断しています。

本件のようにYの取得する財産のみが確定し、それ以外Yは財産を要求しないという合意が成立していたとしても、未分割遺産の申告書から、その合意を推察することは不可能です。本件は事実関係の立証がいかに重要であるかを示唆しています。裁判には、2名の補佐人税理士が参加されています。

上記2の判決の中で、鶴岡裁判長は、遺言内容の合理性を補足的に検討しています。財産の配分が被告にある程度有利なものとなっているのは、亡Aの介護に当たっていたのは被告家族であったことを考えれば、特に不合理とはいえないと述べられています。法律解釈及び事実認定の基礎は社会常識といえるのではないのでしょうか。

平20・10・9東京地裁・Z999-5146(棄却)(確定)

公正証書遺言の一般的な方式は民法第969条に規定

3、相続税法35条 3項の増額更正

平18・11・29東京地裁・Z256-105805(全部取消)(確定)(納税者勝訴)

本件は、平成7年1月29日に相続が開始し当初一部未分割の申告をした後、4回の遺産分割協議書が作成され、平成15年の第4次遺産分割協議書をもって、分割が確定したとして相続人Yが相続税法第32条に基づき更正の請求を行い、それ

上記2の判決の中で、鶴岡裁判長は、遺言内容の合理性を補足的に検討しています。財産の配分が被告にある程度有利なものとなっているのは、亡Aの介護に当たっていたのは被告家族であったことを考えれば、特に不合理とはいえないと述べられています。法律解釈及び事実認定の基礎は社会常識といえるのではないのでしょうか。

会計事務所の新規独立開業に熱いエール。

開業早々これなら使える!!

明日の会計業界を担う皆様!
ACELINK Naviが月々9,800円~(税別)月額使用料パック いよいよ **スタート!**

●基本パックには次のアプリケーションが含まれています。: 会計大將(基本)/個人決算書/決算内訳書/減価償却/消費税申告書/法人税申告書/所得税確定申告書/年末調整/国税電子申告/地方税電子申告

※導入初期費用としてベースモジュールのご契約が別途必要になります。※月額使用料パックは、10社・20社・30社・フリーの4段階により価格が異なります。※インターネット環境が必要となります。※ご契約期間は1年間とし、最長5年間更新が可能です。



MJSイメージキャラクター:ラモス瑠偉

全国8,400件の導入実績を誇るMJS 会計システム

会計事務所向け統合システム「ACELINK Navi」を手軽に使うための特別商品、それがACELINK Navi 月額使用料パックです。

会計事務所に必要な基本ソフトを全てパック

月々9,800円(税別)からと低価格なのにACELINK Naviの機能はそのまま。導入したその日から、さっそご利用になれます。

業務拡張に合わせた追加ソフトの選択が可能

経営分析や非営利法人会計などの様々なオプション機能を、必要に応じて追加契約してご利用になれます。



財務と経営システムのリーディング・カンパニー
MJS 株式会社ミロク情報サービス

MJS

検索

●お問合せ:東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 TEL.03-5326-0381 ●本社:東京都新宿区四谷4-29-1 TEL.03-5361-6369(代表) ●拠点/30支社・3営業所